額」を「対象支払利子等合計額（法第六十六条の五の二第一項に規定する対象支払利子等合計額をいう。第二十九項第一号において同じ。）」に改め、同項を同条第二十一項とし、同項の次に次の六項を加える。

22　法第六十六条の五の二第二項第七号に規定する支払を受ける利子に準ずるものとして政令で定めるものは、支払を受ける手形の割引料、法人税法第六十四条の二第三項に規定するリース取引による同条第一項に規定するリース資産の引渡しを行ったことにより受けるべき対価の額のうちに含まれる利息に相当する金額、法人税法施行令第百三十九条の二第一項に規定する償還有価証券に係る同項に規定する調整差益その他経済的な性質が支払を受ける利子に準ずるものとする。

23　法第六十六条の五の二第三項第二号に規定する政令で定める関係は、一の内国法人の他の内国法人に係る直接保有の株式等の保有割合（当該一の内国法人の有する当該他の内国法人の株式等の数又は金額が当該他の内国法人の発行済株式等の総数又は総額のうちに占める割合をいう。）と当該一の内国法人の当該他の内国法人に係る間接保有の株式等の保有割合とを合計した割合が百分の五十を超える場合における当該一の内国法人と当該他の内国法人との間の関係とする。

24　第三十九条の十二第三項の規定は、前項に規定する間接保有の株式等の保有割合について準用する。この場合において、同条第三項第一号中「前項の他方の法人」とあるのは「他の内国法人」と、「である法人」とあるのは「である内国法人」と、「百分の五十以上の」とあるのは「百分の五十を超える」と、「同項の一方の法人」とあるのは「一の内国法人」と、「当該他方の法人」とあるのは「当該他の内国法人」と、同項第二号中「前項の他方の法人」とあるのは「他の内国法人」と、「である法人」とあるのは「である内国法人」と、「同項の一方の法人」とあるのは「一の内国法人」と、「百分の五十以上の」とあるのは「百分の五十を超える」と、「当該一方の法人」とあるのは「当該一の内国法人」と、「当該他方の法人」とあるのは「当該他の内国法人」と読み替えるものとする。

25　法第六十六条の五の二第三項（第二号に係る部分に限る。）の規定を適用する場合において、同号に規定する特定資本関係が存在するかどうかの判定は、同号の内国法人の各事業年度終了の時の現況によるものとする。

26　法第六十六条の五の二第三項第二号ロに規定する政令で定める金額は、同号の内国法人及び当該内国法人との間に同号に規定する特定資本関係のある他の内国法人の当該事業年度に係る同条第一項に規定する調整所得金額の合計額から調整損失金額の合計額を控除した残額とする。

27　第一項の規定は、前項に規定する調整損失金額について準用する。この場合において、第一項中「（当該金額が零を下回る場合には、零）」とあるのは、「が零を下回る場合のその下回る額」と読み替えるものとする。

第三十九条の十三の二第十五項を削り、同条第十四項中「関連者等」を「関連者」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十三項を削り、同条第十二項を同条第十九項とし、同条第十一項を同条第十八項とし、同条第十項中「第六十六条の五の二第二項第一号に規定する個人が当該」を「第六十六条の五の二第二項第四号に規定する個人が」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第九項を同条第十六項とし、同条第八項中「第六十六条の五の二第二項第一号」を「第六十六条の五の二第二項第四号」に、「第十二項まで」を「この条」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第七項を同条第十一項とし、同項の次に次の三項を加える。

12　法第六十六条の五の二第二項第三号ニに規定する政令で定める債券は、債券を発行した日において、当該債券を取得した者の全部が当該債券を取得した者の一人（以下この項において「判定対象取得者」という。）及び次に掲げる者である場合における当該債券とする。

一　次に掲げる個人

イ　当該判定対象取得者の親族

ロ　当該判定対象取得者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ　当該判定対象取得者の使用人

ニ　イからハまでに掲げる者以外の者で当該判定対象取得者から受ける金銭その他の資産によつて生計を維持しているもの

ホ　ロからニまでに掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

二　当該判定対象取得者と他の者との間にいずれか一方の者（当該者が個人である場合には、これと法人税法施行令第四条第一項に規定する特殊の関係のある個人を含む。）が他方の者（法人に限る。）を直接又は間接に支配する関係がある場合における当該他の者

三　当該判定対象取得者と他の者（法人に限る。）との間に同一の者（当該者が個人である場合には、これと法人税法施行令第四条第一項に規定する特殊の関係のある個人を含む。）が当該判定対象取得者及び当該他の者を直接又は間接に支配する関係がある場合における当該他の者

前項第二号又は第三号に規定する直接又は間接に支配する関係とは、一方の者と他方の者との間に当該他方の者が次に掲げる法人に該当する関係がある場合における当該関係をいう。

一　当該一方の者が法人を支配している場合（法人税法施行令第十四条の二第二項第一号に規定する法人を支配している場合をいう。）における当該法人

二　前号若しくは次号に掲げる法人又は当該一方の者及び前号若しくは次号に掲げる法人が他の法人を支配している場合（法人税法施行令第十四条の二第二項第二号に規定する他の法人を支配している場合をいう。）における当該他の法人

三　前号に掲げる法人又は当該一方の者及び同号に掲げる法人が他の法人を支配している場合（法人税法施行令第十四条の二第二項第三号に規定する他の法人を支配している場合をいう。）における当該他の法人

14　法第六十六条の五の二第二項第三号ニ⑵に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる債券の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　国内において発行された債券　特定債券利子等（法第六十六条の五の二第二項第三号ニに規定する特定債券利子等をいう。次号において同じ。）の額の合計額の百分の九十五に相当する金額

二　国外において発行された債券　特定債券利子等の額の合計額の百分の二十五に相当する金額

第三十九条の十三の二第六項を同条第十項とし、同条第五項中「第六十六条の五の二第二項」を「第六十六条の五の二第二項第三号ハ」に、「金額は」を「支払利子等は」に改め、「関連者等との間で行う」を「同項」を「同号ハ」に改め、「この額（同条第二項に規定する支払利子等の額をいう。以下この項において同じ。）」を削り、「関連者等の同条第二項に規定する」を「支払利子等を受ける者の」に、「以下この項及び次項」を「次項及び第十項」に改め、「の額に、当該除外対象特定債券現先取引等に係る調整後平均負債残高を当該除外対象特定債券現先取引等に係る負債に係る平均負債残高（当該事業年度の当該負債の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額をいう。次項において同じ。）で除して得た割合を乗じて計算した金額」を削り、同項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9　法第六十六条の五の二第二項第三号ハに規定する政令で定める金額は、除外対象特定債券現先取引等に係る支払利子等の額に、当該除外対象特定債券現先取引等に係る調整後平均負債残高を当該除外対象特定債券現先取引等に係る負債に係る平均負債残高（当該事業年度の当該負債の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額をいう。次項において同じ。）で除して得た割合を乗じて計算した金額とする。

第三十九条の十三の二第四項中「第六十六条の五の二第二項」を「第六十六条の五の二第二項第三号イ」に改め、「（同項に規定する支払利子等をいう。）」を削り、「関連者等（同項に規定する関連者等をいう。以下この条において同じ。）が」を「者が」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　法第六十六条の五の二第二項第三号ロに規定する政令で定めるものは、沖縄振興開発金融公庫、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫及び財務省令で定める独立行政法人とする。

第三十九条の十三の二第三項の次に次の二項を加える。